第4次 榛東村定員適正化計画

(令和2年度~令和7年度)

令和2年3月 榛東村

1 定員適正化計画策定の趣旨

本村においては、平成14年度から平成16年度までの3箇年を計画期間とする「定員 適正化計画」を策定し、分権時代にふさわしい公務運営を効率的に行えるよう定員の 適正化に努めた。

また、より一層の行財政改革を推進するため、平成17年2月に「集中改革プラン」を策定し、この中で平成17年度から平成21年度までの5箇年を計画期間とする「第2次定員適正化計画」を定め、更なる定員の適正化を図った。

そして、平成27年2月に「第3次定員適正化計画」(計画期間:平成27年度~平成31(令和元)年度)を策定し、定員の適正管理を推進してきたところである。

少子高齢化の進展とともに、新たな行政需要、新たな行政課題が増大し、行政職を中心に職員の業務量は増加の一途をたどってきている。

職員全体の時間外勤務の総時間数が高い状態で推移していて、職員の健康への影響も懸念されるほか、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境の充実が求められている。

住民に必要な公共サービスを継続して、安定的に提供するためには、中長期的な視点で職員数の適正化に取り組む必要があることから、令和2年度から令和7年度までの6年間を集中取組期間とする新たな定員適正化計画を策定する。

2 定員管理の状況

これまでの取組

本村におけるこれまでの定員管理の取組については、平成7年に策定された 「榛東村行政改革大綱」の方針に基づき、事務事業の見直し、OA化の推進、村 立保育所の民営化等を実施し、定員の適正化に努めてきた。

その後も、数次にわたる計画に基づき、柔軟かつ弾力的な組織機構の構築に努めてきた。

①第1次定員適正化計画(平成14年度~平成16年度)

第1次定員適正化計画においては、計画期間最終年度である平成16年度において、平成13年度の職員数から8名を削減するとの目標を掲げた。

この目標を達成するため、平成14年度、平成15年度において退職不補充等により目標を上回る9名の削減を達成した。

削減した9名の内訳は、普通会計6名、公営企業等3名である。(表-1)

②集中改革プラン (平成17年度~平成21年度)

定員管理の適正化を切れ目なく実施するため、第1次定員適正化計画期間が終了となる平成16年度に、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする新たな定員適正化計画を策定した。

第2次定員適正化計画は、平成21年度までに平成16年度の職員数から13名を 削減する目標を掲げた。 行政組織機構改革、保育所の民営化、指定管理制度の活用等により平成21年度の総職員数は96名(計画目標数:104名)と、目標を大幅に上回る削減数となった。(表-2)

表-1 第1次定員適正化計画期間中における職員数

(単位:人、%)

				-		(単位	
	X		分	H13	H14	H15	H16
		議会		2	2	2	2
	総務企画		23	22	23	25	
		税務		8	7	7	7
	般	民生		26	26	26	19
職	行	衛生		4	4	4	4
邦联	政	農林力	k産商工	11	10	10	8
		土木		6	6	6	7
員		1	小計	80	77	78	72
	教	育		26	27	26	28
数		普通会	計計	106	104	104	100
奴	公	水道		6	6	6	5
	公営企業	下水道	道	6	6	6	6
	企業	その他	乜	8	7	6	6
	等	1	小計	20	19	18	17
	合計		126	123	122	117	
文	前	年度	人数		A 3	1	A 5
埠		減	率	_	▲ 2.4	▲ 0.8	▲ 4.1
定	員i	崮正化	計画	·			118

注 職員数は、各年度4月1日現在。以下同じ

表-2 第2次定員適正化計画期間中における職員数

(単位:人、%)

	X	<u>.</u>	分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
		議会		2	2	2	2	2	2
		総務企	三画	25	22	21	21	22	22
		税務		7	7	7	6	6	6
	般	民生		19	16	15	15	14	12
職	行	衛生		4	4	4	4	5	5
刊取	政	農林水	く産商工	8	9	8	7	6	6
		土木		7	7	7	6	6	5
員		1	小計	72	67	64	61	61	58
	教	育		28	28	28	28	24	24
数		普通会	計計	100	95	92	89	85	82
奴	公	水道		5	6	6	6	5	4
	営企	下水道	1	6	6	6	6	5	4
	主業	その他	1	6	6	6	6	6	6
	等	1,	小計	17	18	18	18	16	14
		合計		117	113	110	107	101	96
	対前年度 人数			▲ 4	A 3	▲ 3	▲ 6	▲ 5	
埠	自	減	率		▲ 3.4	▲ 2.7	▲ 2.7	▲ 5.6	▲ 5.0
定	員通	窗正化詞	計画					·	104

③第3次定員適正化計画(平成27年度~平成31(令和元)年度)

第2次定員適正化計画の計画期間終了から5年が経過し、さらなる適正な定員管理を行う必要があることから、平成26年度に新たな計画を策定した。

計画期間の5年間で5名の削減を行う目標であったが、この間、計画策定段階では見込んでいなかった地域包括支援センターを設置する等の新たな行政需要に対応するための職員を確保したため、計画は未達成となった。

表-3 第3次定員適正化計画期間中における職員数

(単位:人、%)

			分	H26	H27	H28	H29	H30	H31
		議会		2	2	2	2	2	2
		総務公	上 画	19	19	23	21	19	19
	_	税務		7	9	8	8	8	8
	般	民生		17	16	13	12	10	9
職	行	衛生		6	6	6	7	6	6
判联	政	農林力	k産商工	7	7	9	9	10	10
		土木		7	7	7	7	7	7
員		1	小計	65	66	68	66	62	61
	教	育		22	22	21	21	20	22
数		普通会計計		87	88	89	87	82	83
奴	公	水道		4	4	4	4	3	3
	営企	下水道	道	3	3	4	3	3	3
	企業	その化	<u>t</u>	6	6	7	7	7	11
	(等	/	小計	13	13	15	14	13	17
		合計		100	101	104	101	95	100
太	対前年度 人数			1	3	A 3	A 6	5	
埠		減	率		1.0	3.0	▲ 2.9	▲ 5.9	5. 3
定	員i	 置正化	計画		99	98	97	96	95

(2) 過去の職員数の推移

平成13年度から平成31(令和元)年度までの全職員数は、保育所の民営化、指定管理制度の活用、行政組織の統廃合(表-4)等により削減を図った一方、保健相談センター及び地域包括支援センターを整備する等の新たな行政課題への対応のため増員が図られている。

表-4 行政組織機構の変遷(長部局)

H11. 4. 1	H19. 4. 1	H21.4.1	H24. 4. 1	H28. 4. 1
総務課	総務課	総務課	総務課	総務課
基地対策室	基地対策課	基地・財政課	基地・財政課	企画財政課
企画財政課	新庁舎建設事務局	税務課	税務課	税務課
税務課	企画財政課	住民生活課	住民生活課	住民生活課
住民生活課	税務課	子育て・長寿支援課	子育て・長寿支援課	健康保険課
保健福祉課	住民生活課	健康・保険課	健康・保険課	産業振興課
産業振興課	保健福祉課	産業振興課	産業振興課	建設課
建設課	産業振興課	建設課	建設課	上下水道課
下水道課	建設課	上下水道課	上下水道課	会計課
水道課	下水道課	会計課	会計課	
出納室	水道課		自然エネルギー対策推進室	
	出納室			

減員となる要因の方が増員となる要因よりも多かったため、この19年間で26名の減員となり、令和元年度には総職員数は100名となった。(図-1)

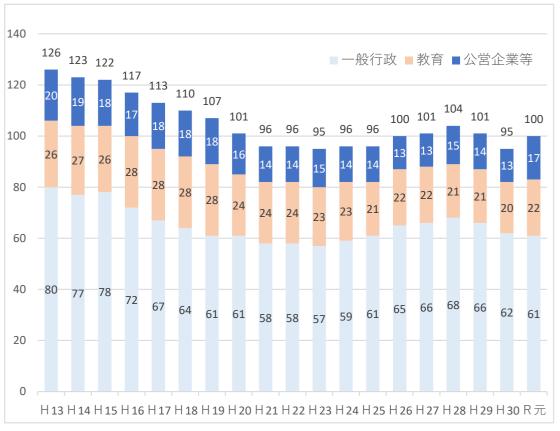


図-1 職員数の推移 (各年度4月1日現在)

幼稚園教諭を除く一般行政職の男女別年齢構成は、次のとおりである。(図-2)

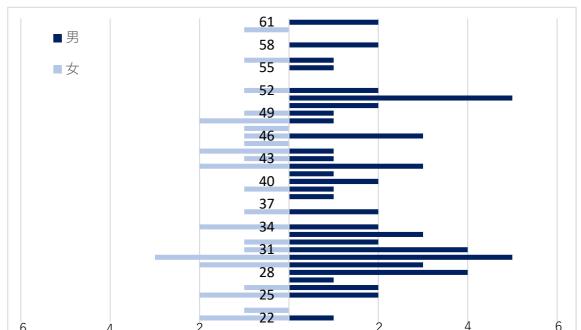


図-2 一般行政職男女別年齢構成 (平成31年4月1日現在)

3 類似団体別職員数の状況との比較

類似団体のグループ分けは、まず、市区町村の権能に応じて、指定都市、中核市、施行時特例市、一般市、特別区に区分し、さらに、一般市と町村は、人口と産業構造に応じて区分することとし、一般市は、人口を5万人ごとに4区分、産業構造は4区分とし、16類型に区分している。

町村は、人口を5千人ごとに5区分、産業構造は3区分とし、「I-2」~「V-0」の15類型に区分している。(表-5)

本村の類型は、「Ⅲ-2」となる。

衣 3 町町	ク規王	应 刀			
		産業構造	Ⅱ次、Ⅲℓ	Ⅱ次、Ⅲ次80%	
人口			Ⅲ次60%以上	Ⅲ次60%未満	未満
以上	\sim	未満 5,000	I - 2	I — 1	I — O
	\sim				
5, 000	\sim	10, 000	II-2	$\Pi - 1$	$\Pi - 0$
10,000	\sim	15,000	III - 2	III - 1	$\mathbf{III} - 0$
15, 000	\sim	20,000	IV-2	IV-1	IV - 0
20,000	\sim		V - 2	V - 1	V - 0

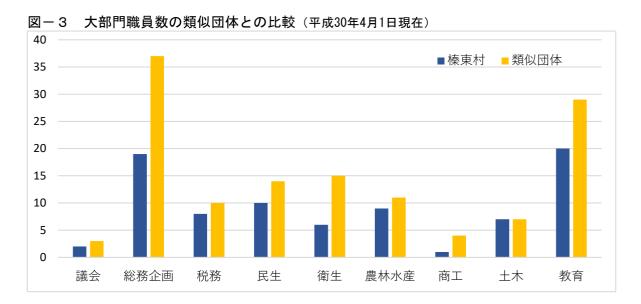
表-5 町村の類型区分

類似団体は、全国で54町村(本村を含む。)であるが、実施している事業にばらつきがある公営企業等部門を除いて比較した場合(普通会計計)、本村の職員数は類似団体を大きく下回っている。(図-3、表-6)

普通会計分では、本村は48人少ない職員数となっている。

一般行政部門では39人少なく、類似団体の6割程度の職員数であり、類似団体と同程度の職員数である部門は土木部門のみで、他の部門はいずれも少ない状況となっている。

特に、総務企画、衛生、民生、商工部門における職員数の差異が顕著であり、総務 企画部門においては、類似団体の約半数の職員で類似団体と同種・同程度の業務を遂 行している。



表一6 類似団体との部門別職員数の比較

(単位:人、%)

	大 部 門		榛東村	単純	値による	比較	修正	値による	比較
			職員数 H30.4.1	単純値	超過数	超過率	修正値	超過数	超過率
		議会	2	3	▲ 1	▲ 33.3	3	▲ 1	▲ 33.3
		総務企画	19	39	▲ 20	▲ 51.3	37	▲ 18	▲ 48.6
		税務	8	10	▲ 2	▲ 20.0	10	▲ 2	▲ 20.0
		民生	10	32	▲ 22	▲ 68.8	14	▲ 4	▲ 28.6
	般	衛生	6	14	A 8	▲ 57. 1	15	▲ 9	▲ 60.0
录	行	労働							
普通会	政	農林水産	9	11	▲ 2	▲ 18. 2	11	▲ 2	▲ 18. 2
計		商工	1	5	▲ 4	▲ 80.0	4	▲ 3	▲ 75.0
		土木	7	12	▲ 5	▲ 41. 7	7		
		一般行政計	62	125	▲ 63	▲ 50.4	101	▲ 39	▲ 38.6
		教育	20	25	▲ 5	▲ 20.0	29	▲ 9	▲ 31.0
		消防							
		普通会計計	82	150	▲ 68	▲ 45. 3	130	▲ 48	▲ 36. 9
		病院				•			-
1	2	水道	3						
[[喜 ~	下水道	3						
	公営企業	交通							
<u></u>	等	その他	7						
		小計	13						
		合計	95						

<単純値>

職員が配置されていない部門を考慮することなく集計して、平均値を算出している。単純値は、普通会計、一般行政部門、総務、衛生といった大部門以上の定員管理の大まかな状況を把握する場合に適している。

<修正値>

団体によっては、清掃業務を民間委託している場合や消防業務を一部事務組合等の所管としている場合など、職員が配置されていない場合があるため、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして平均値を算出している。修正値は大部門よりも細かい中部門又は小部門の職員数を比較する場合に適している。

また、人口1万人当たりの職員数では、本村は普通会計で55.54人、一般行政で42.00人で、いずれも類似団体の中で全国最小である。(表-7)

普通会計でみると、最多は276.57人で、全国平均は103.18人となっている。□

類似団体の54町村の中で、本村と面積、人口が比較的近い規模である町村における人口1万人当たり職員数(普通会計)は、77.86人(面積:25.73km2、人口14,000人)、89.14人(面積:28.29km2、人口:14,471人)、110.58人(面積:27.50km2、人口:11,485人)等であり、いずれも本村を大きく上回る職員数となっている。

表一7 類似団体人口1万人当たり職員数の状況

(単位: km2、人)

NT.		工柱	分世 1 日	啦早米	人口1万人	当たり職員数
No.	団体名	面積	住基人口		普通会計	一般行政
1	群馬県 榛東村	27. 92	14, 763	82	55. 54	42.00
2	長崎県 佐々町	32. 27	13, 863	83	59.87	54.82
3	長崎県 川棚町	37. 25	14, 107	86	60.96	55. 29
	岡山県 里庄町	12. 23	11, 195	74	66. 10	48. 24
5	福岡県 大木町	18. 44	14, 333	95	66. 28	57. 91
	岡山県 早島町	7.62	12, 490	85	68. 05	49.64
	広島県 坂町	15. 69	13, 247	91	68. 69	55.86
8	大阪府 太子町	14. 17	13, 570	96	70. 74	56. 74
	埼玉県 鳩山町	25. 73			77. 86	
10	沖縄県 本部町	54. 35	13, 348	106		65. 93
:	:	:	:	:	:	:
17	千葉県 長生村	28. 29		129		
:	:	:	:	:	:	:
36	千葉県 白子町	27. 50	11, 485	127	110. 58	99. 26
:	:	:	:	:	:	:
	福岡県 香春町	44. 50	,			
	沖縄県 金武町	37.84				104. 13
	神奈川県 山北町	224. 61				112.44
	愛媛県 鬼北町	241.88			131.85	115.84
	鹿児島県・徳之島町	104. 92				119. 51
	山梨県 身延町	301. 98	12, 329	178		115. 19
	長野県 木曽町	476. 03			147. 17	129.65
	島根県 隠岐の島町	242.82	·			135.82
	福井県 高浜町	72.40	,			139. 23
54	神奈川県 箱根町	92.86	11, 968	331	276. 57	167. 11
	平均				103. 18	84.70

注 面積は平成29年10月1日現在、住基人口及び職員数は平成30年4月1日現在

54団体の中で、職員数(普通会計)が、100人未満の団体は、本村を含む7団体であり、他の47団体は、本村よりも人口の少ない団体を含め、すべて100人を超える職員数である。

類似団体といえども、地勢条件や団体の財政状況等の社会経済条件、地域住民の行政に対する要望や団体の施策の選択等様々な条件が異なるため、単純に比較することはできない。

しかしながら、人口1万人当たりの職員数が全国最小である本村は、職員数が少ない状況で業務を遂行しているということは事実であり、住民サービスの質の低下や職員の業務量増加に伴う職員の健康への影響が懸念される状況にあるものといえる。

本村の人口1万人当たりの職員数(普通会計)の推移をみると、平成14年度以降漸減し続けている。(図-4)

80.0 71.8 70.4 70.4 67.7 64.4 62.3 60.3 57.6 55.5 55.5 55.5 58.9 59.6 60.3 58.9 55.5 50.0 40.0 30.0 20.0 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30

図-4 人口1万人当たり職員数(普通会計)

※各年度4月1日現在の住基人口及び職員数(普通会計)で算出

4 定員適正化基本方針

これまでの3次にわたる定員適正化計画の実績を踏まえ、地方分権の進展や将来の行政需要等を勘案しつつ、今後6年間の定員の適正化を図る。

具体的には、将来にわたり年齢構成にひずみが生じないよう平準化に努め、安定した行政運営が可能な組織を構築するとともに、今後新たに到来する行政需要に対応するため、専門職の採用を積極的に行うこととする。

人口減少や厳しい財政状況が見込まれる中、効率的な行政運営を行うため、行政組織について不断の見直しを行うとともに、事業評価を通じた事務事業の見直しや民間委託や指定管理者制度の更なる活用を進めるものとする。

①年齢構成の平準化

これまでは、退職者数に応じ、採用人数を抑制して定員管理を進めてきたところであるが、今後は、目先の職員数にこだわらず、将来にわたり年齢構成にひずみが生じないよう、平準化に努める。

②専門職の確保

少子高齢化社会の進展による行政需要に対応するため、保健・福祉分野の強化を図る。

③組織の合理化

課、係及び出先機関すべてについて見直しを行い、村を取り巻く環境の変化に機敏に対応し、必要に応じた行政組織機構の見直しなどにより、住民にわかりやすいスリムな組織、住民要望等に迅速に対応できる組織を構築する。

④事務・事業の整理

現在取り組んでいる事業評価の活用等により、事務事業の再編、整理、廃止等を進め、さらなる事務事業のスリム化、効率化を進める。

⑤民間委託等の推進、指定管理者制度の活用

行政サービスの質の維持・向上を考慮した上で、民間事業者への委託が可能な業務については、業務委託、指定管理者制度、PFI、民営化、住民や住民団体との事業協力など、最適な方法を見極め、積極的に外部委託化を推進する。

⑥多様な任用制度又は派遣職員の活用等

定型的な業務など、正職員以外での対応が可能な業務を精査し、再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員等での対応を進める。

⑦職員の意識改革、資質の向上

適材適所の人事管理を行うためには、個々の職員が持てる力を最大限に引き出す人事配置を推進する必要がある。

職員の自己啓発のきっかけづくりや自己啓発に取り組みやすい組織風土づくりを行うとともに、職場研修、職場外研修等を通じ職員の資質の向上を図ることとする。

5 定員適正化計画

(1) 年度別·職種別退職職員数

年度ごとの職種別の定年退職者数は、次のとおりである。 (表-8)

表一8 年度別定年退職者数

(単位:人)

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
行政職	2		2	1			3	5	1
教諭職					1		2		
計	2		2	1	1		5	5	1

(2) 年度別目標職員数

次のとおり年度別目標職員数を定める。

将来における年代別職員数をできるだけ平準化するため、計画的な採用を行うこととする。 (表-9)

表一9 年度別目標職員数

(単位:人)

区分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
職員総数	100	103	105	107	108	109	109	
当年度退職者数	4	2		2	1	1		10
翌年度採用者数	7	4	2	3	2	1	1	20
対前年度増減		3	2	2	1	1		

人事院の意見申出を受け、国家公務員の定年退職年齢の段階的引上げが今後実施される見込みである。

国家公務員における定年退職年齢の引上げが実施される際には、地方公務員についても、同様の措置が講じられることとなると思われるが、現時点においては、実施時期及び実施内容の詳細が明らかではないため、現行の制度の下での計画となっている。

また、村における業務範囲・業務量についても、現行制度のままであるとの条件で 計画を策定している。

このため、本計画期間中に退職年齢の引上げ、また、業務量の増加を伴う新たな立法や法改正が生じた場合においては、本計画を逐次見直すものとする。